

第10回 (仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 【資料2】



●議会との意見交換会結果資料

●パブリックコメントによる意見の回答（案）

●条例名決定における候補一覧資料

平成23年9月29日(木)

パブリックコメントにおける意見の回答案（公表分）

	氏名・団体名・事業所名	意見・提言の内容
1	精神保健福祉ボランティア 「やまびこ」	民主団体における会員層が高齢化している。現在の60代～70代の会員が皆無状態である。「自己他、他人にも」という眼がない。これは30年程前から20代から50代までの民主団体が存在しない（青年団・壮年団等）。人を思いやる心に少々かけていたのではないか。したがって「精神保健福祉ボランティア」でも会員加入希望者がいない。 公表回答しない。
2	高雄 武保	【前文】対馬市における古からの歴史（この後に入れる）対馬島は有史以前から、日本民族が居住している個有の領土（このあとにつづく）先人からの教など…… 【第20条】（危機管理）協力を図り乍ら（このあとに入れる）雨森芳洲の誠心交隣の交流と国境対馬領土の防衛は車の両輪の如く（このあとに）危機管理体制を整備する この字句を要略拾対精査して入れて頂きたい 【回答】 前文における「固有の領土」等及び第20条（危機管理）における「国境対馬領土の防衛」の内容標記については、対馬市において非常に重要な問題であります。しかしながら、この方向性、対応については日本における課題であり、本来、国の施策等によって対応すべきと考えます。よって、今回の条例案には盛り込まないことといたしました。
3	小島 徳重	前文の理念は、すばらしいと思います。 特に、豊かな自然にかかる次の2か所に目がいきました。 「島という環境が希少価値のある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵からなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。」 「私たちは、このような風土から育まれた『対馬らしさ』を大切にしつつ、また、自然への畏敬の念やもてなしの心、思いやりの気持ち、地域の絆や人とのつながりを忘れることなく、……」 ところが、第2章以下の条文の中に、かけがえのない自然環境の保全や活用についての条項がないようです。環境王国の指定に恥じない自然を生かした魅力ある島づくりの条項を起すか、第7章の「対馬らしさの追求」の項に、自然環境の保全や活用の項を規定したらどうでしょうか。 （第7章は、漠然としていて、寂しい気がします。自然環境だけでなく他の領域についても、規定できるのではないのでしょうか。） 追記 島内あちこちで、谷間や道路横の茂みへの廃棄物の不法投棄、車からのボイ捨てが見られ残念です。空き缶一つで、豊かな自然やもてなしの心も台無しです。基本条例の中に、具体的な文言を入れることは難しいと思いますが、市民憲章的なものか、標語やスローガンなど、わかりやすい何らかの方法で全市民に訴える方策が必要だと思います。 【回答】 第31条における「対馬らしさの追求」における条項に「自然環境の保全や活用」の内容を挿入した方がよいというご意見ですが、この問題については、自然環境の保全を含め、国際交流の推進、文化財の保護など個別の「対馬らしさ」を表現するかどうかについて、検討委員会で数多くの議論を重ねました。その経緯等を踏まえ、結論として「対馬らしさ」は市民各々がいろいろな視点で感じ、また、大事にしていくべき「対馬らしさ」も様々であり、また、その他の「対馬らしさ」を尊重していくということから、具体的内容を明記せず、幅広い形で「対馬らしさ」を追求していくこととしました。また、自然環境の保全など、環境保全の基本的事項については、現在、「対馬市環境基本条例」が検討されており、その中で明記されることとなります。

	氏名・団体名・事業所名	意見・提言の内容
4	小島 徳重	前文の歴史、文化についてのとらえ方に共感を覚えます。 「対馬は、……古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。……、個性と特色ある文化を生み出してきました。」 「同じ島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って『私の故郷は対馬』と胸をはれるように……」 その通りだと思います。しかし、対馬を出て生活している人の中には、対馬出身者であることを表に出したがない人が結構います。また、対馬は不便なところだとしか感じず、嫌々、対馬に住んでいる人もいます。 前文に唱われている理念を生かすためには、教育の力が欠かせないと思います。第8条に「子どもの育成」が規定されていますが、8条に「故郷に誇りをもつ人間」の育成の趣旨を盛り込むか、新しい条項を起し、「故郷に誇りをもつ学校教育・社会教育の推進」を規定してほしいと思います。 また、対馬の宝である文化財の整備・保存・活用についても規定したらどうでしょうか。 【回答】 第8条における「子どもの育成」に、「故郷に誇りをもつ人間の育成」を挿入したらどうかというご意見ですが、非常に重要なお意見と考えております。検討委員会でもその点を考慮し前文の中に『明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるように』と表現させていただき、対馬市として市民、議会、行政が一体となって取り組んでいこうという意思を示しております。ご意見の「故郷に誇りをもつ人間の育成」についてですが、対馬市には教育、福祉、環境その他それぞれに基本方針を策定しており、その基本方針、施策の中で、ご意見の部分も含めながら、この条例を最高位の条例として捉え、各分野の基本方針において具体的内容を盛り込むことにいたしました。

議会との意見交換会における意見及び回答（平成23年9月12日実施）

	意見の内容	回答
1	①条例第8条第2項で、年齢にふさわしいまちづくりに参加とあるが、子ども基本条例などでは年齢にふさわしいではなく、発達段階にふさわしいと使われていないか。権利と義務は裏腹で、年齢では義務を負うことが出来ない子どももあるので年齢で区切るのはいかがか。 ②条例第32条に市民基本条例推進審議会を置くこととあるが、推進とは推し進める方なので、どちらかというと今のままでいいのかと言う検証をする審議会であるとすれば、例えば刷新審議会等がいいのではないか。	①大きく括れば小・中・高校生の意味合いで理解して戴きたい。まちづくりの基礎は人づくりであり、低年齢のうちからいろんなまちづくりに参加していただくことで捉えている。 ②この条例は対馬市の最上位の条例となる。社会情勢の変化に応じて絶えず変化し動く成長する条例であることから推進とした。
2	①第30条（住民投票）の部分は、結果的に投票条例をつくることになる。個別の案件型との説明であったが、選挙権のある住民となると限られることとなる。住民投票条例は常設型が基本で個別型は少ない。 例えば学校問題とかあった場合高校生を入れることも必要で現行の市民（修正前）で範囲を広めることとなっていていいのではないか。個別型であれば、議会が否決したら実施できないこととなる。（従来このような事が多い）議会の議決を経ずに実施する常設型で無ければ意味がない。 ②第10条（議会の責務と役割）について、常識的でないいい表し方である。私案を提出していたが役割、責務を明文化すべきと思う。一步踏み込まなければ今までの議会活動と変わらない。この基本条例によって、議会基本条例をつくる根拠になるような強い文章にすべきである。 ③規範性については法律上の位置づけはない。何をもって最高規範となるのか。	①住民投票の個別型か常設型にかかるとある部分もある。検討委員会としては、やはり個別型で案件毎に議会にかけて承認を頂いて実施する方が良く一致した。常設型だと安易に住民投票が実施されることも予想されることから、議会の判断をもって最終手段として住民投票と考える。 基本条例制定自治体の8割が個別型としている。常設型は安定性・迅速性はあるが、安易に実施されるデメリットもある。住民投票は最後の手段であり、代表民主制の中ではいろんな論議を経て実施すべきと考える。 市民を住民に代えたのは、第2条の定義のなかで住所の無い人もいることから、前回紛らわしいとの指摘もあり明確に区分したものである。 ②今までの考え方を集約化したものであることは否めない。もう少し踏み込んだ内容にとのことであるが、議会基本条例も133の自治体で制定されていると聞いている。責務・役割についてはそういったなかに折り込んでいくことも必要ではないか。 ③条例の位置づけについては、第3条でこの条例の趣旨を最大限尊重しなければならないとしている。前文の末尾に最高規範性の条例であると表している。この条例はまちづくりの理念条例として、市民・行政・議会が共有することで最高規範性がでてくる。
3	立派な条例と思う。以前一般質問したが地域マネージャー制度よりもこの基本条例が先では無いのか。条例にまちづくりのことは謳っているが、各地区のまちづくりをどうするのか、各地区にまちづくり協議会をつくるのか、そこまで踏み込まないといけないのではないか。 各地区協議会を立ち上げ話合いのなかでマネージャーが定期的に関わっていくことが必要でこの条例をみて住民がどこまで理解できるのか。どのように結びつけていくのか考える必要がある。	地域との意見交換会の中で地域マネージャーがあまり動いてはないのでは、マネージャー制度とこの条例の関係はどうかとの意見があった。地域マネージャーと基本条例のどちらが先かの問題もあるが、全国に類を見ない地域マネージャー制度を活かして協働を進めながらその集大成が基本条例と考えている。 結果として地域マネージャーの頑張っていない地域も見られるが、作っただけの条例ではなくみんなの条例として活用を図っていきたいと考えている。啓発には、地域マネージャーによる出前の説明会などを実施し実効性を高めたい。

市民との意見交換会における主な意見及び回答案（公表分）

	意見の内容	回答
1	この条例は、対馬市においてどのような効力があるのですか。	この条例は、まちづくりや市政運営の基本的な考え方、ルールを定めたものであり、対馬市の条例の中で最上位に位置付けられます。よって、この条例に基づき、市民全体でまちづくりなどを進め、関連する条例などは、この基本的な考え方やルールを盛り込んで行くことになります。
2	まちづくりは行政だけでなく、NPO法人や市民活動団体等の活動も必要となってきます。今後、行政などがNPO法人等の育成を図る内容を盛り込むべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、まちづくりは地域コミュニティやNPO法人、市民活動団体等の活動が不可欠になってきます。当然ながら、この条例において「地域コミュニティなどの育成、支援」として明記しておりましたが、今後のまちづくりの担い手としてNPO法人等が重要な関わりを持つことから、「地域コミュニティ及びNPO法人等」という表現に改めております。
3	対馬市には現在、地域マネージャー制度があるが、この制度とこの条例が重なって見える。地域マネージャーが全ての地区で普及し、成功しているとは思えず、この条例も同じ方向へ進みかねない。市民の声を聞き、市民が受け入れ、自らが活動できるものを作っていただきたい。	この条例は、対馬市が実施している「地域マネージャー制度」を発展させたものの一部がこの条例だと考えております。地域において地域マネージャー制度の普及の格差があることは認識しており、これまではこういったまちづくり、市民協働などの一定のルールがありませんでした。地域マネージャー制度の地域における活用を図っていく意味でも、この市民基本条例をつくり、市民へ周知しながら制度化することによって、今後は一体となって取り組んでいきたいと考えております。
4	この条例の必要性については理解できたが、市民が動かなければ何も変わらないのではないのか。この条例を市民に浸透させるために、どのような形で周知するのか。	この条例を市民の皆様に幅広く理解してもらうため、来年、基本条例の講演会を予定しており、また、この条例の内容についてのパンフレットを作成し、各世帯に配布しながら周知をさせていただきたいと思います。 この条例を市民全体に広げるには行政だけでは困難な面がございますので、市民皆様の周知、活用における御協力をお願いいたします。

(仮称)対馬市市民基本条例(案) 条例名の決定について

《協議・決定事項》

1. 条例名 (理由)

2. 応募当選者の決定

①条例名の決定方法について

②条例名の決定理由

③応募当選者の決定方法について

【候補一覧表】

【検討委員会委員、ワーキング部会委員における採択候補】 30条例名

条例名	件数	条例名	件数	条例名	件数
対馬市市民基本条例	22	対馬市民協働条例	3	対馬元気づくり条例	1
対馬市基本条例	8	未来をつくる対馬市市民基本条例	2	対馬の町づくり条例	1
対馬まちづくり基本条例	7	対馬市みんなの条例	2	やまねこ条例	1
対馬市民参画基本条例	6	つしま未来創造条例	2	対馬市市民条例	1
対馬市まちづくり条例	5	対馬市民町づくり基本条例	2	対馬さわやか条例	1
対馬市民基本条例	4	市民参画条例	2	「ヤマネコの里」市民基本条例	1
対馬市しにまに生きる我らの基本条例	3	市民まちづくり条例	2	対馬市活性化条例	1
みんなのまちづくり条例	3	対馬“しまづくり”条例	2	よいまち条例	1
対馬まちづくり条例	3	対馬みんなの条例	1	みんなの条例	1
対馬市民憲章	3	対馬市民条例	1	対馬市まちづくり基本条例	1

赤字:上位10件

-5-

【応募が多かった条例名】 応募数5件以上

条例名	応募数
やまねこ条例	26
対馬条例	14
ヤマネコ条例	8
みんなの条例	8
対馬市市民基本条例	7
対馬ヤマネコ条例	7
対馬の条例	5
対馬市民基本条例	5
つしまんちゅ条例	5
つしまる条例	5
対馬まちづくり条例	5

※検討委員会員及びワーキング部会員で3件以上の候補となった条例名を抽出

※応募件数が5件以上あった条例名を抽出

番号	条例名採択候補	件数	応募件数	応募理由
1	(対馬市)やまねこ条例		26	・親しみやすいから ・覚えやすいから ・ツシマヤマネコが人気だから
2	(対馬市)対馬条例		14	・対馬をもっと良くしていく為にふさわしいと思ったから ・対馬の条例だから ・シンプルに
3	(対馬市)ヤマネコ条例		8	・ツシマヤマネコが有名だから ・対馬といえば、ヤマネコです。 ・対馬独自の条例だから
4	(対馬市)みんなの条例		8	・市民全員でまちづくりをしていこうという気持ちをこめたいから。 ・みんなの条例だから ・市民全員へ向けての条例だから ・町中のみんなで条例を守りたいから
5	対馬市市民基本条例	22	7	・そのままがいいと思う。 ・仮称ではあるが、対馬市市民基本条例という考え方で検討を重ねてきており、そのままでよいと思う。
6	(対馬市)対馬ヤマネコ条例		7	・ヤマネコは対馬を代表する生き物だから ・対馬ヤマネコが有名で響きがいいから。
7	(対馬市)対馬の条例		5	・対馬の条例だから ・シンプルに
8	(対馬市)対馬市民基本条例	4	5	・1個市を取ったら言いやすかったから ・仮称から市を1つとっただけ ・良いと思ったから
9	(対馬市)つしまんちゅ条例		5	・対馬の条例だから。 ・対馬市民の条例だから。 ・対馬市市民の決まりだから。
10	(対馬市)つしまる条例		5	・みんながわかりやすいから ・親しみやすい名前だと思うから。 ・対馬のケーブルテレビでよく「つしまる」が使われているから
11	(対馬市)対馬まちづくり条例	3	5	・良いまちをつくるための条例だから。 ・対馬市のまちづくりだから ・シンプルにそのまま まちづくりのための条例だから

12	対馬市基本条例	8	3	・対馬に住む人に対し、基本的なことをしていくということ ・対馬市民に基本的な条例を知ってもらい、ルールを守ってもらいたいか
13	(対馬市)対馬まちづくり基本条例	7	1	シンプルに
14	(対馬市)対馬市民参画基本条例	6	1	市民も議会の一部であることを強調した
15	対馬市まちづくり条例	5	1	・対馬のみんなが協力して対馬をよくしようとする気持ちから。
16	対馬市しまに生きる我らの基本条例	3	1	対馬が島である事を前面に出して地域性と対馬らしさを出すべきだと思う！ 前文でも「島」を強調している。
17	(対馬市)みんなのまちづくり条例	3	1	まちづくりについての条例だから。
18	(対馬市)対馬市民憲章(条例)	3	1	対馬島民の憲法であるから
19	(対馬市)対馬市民協働条例	3	1	市民で協働して町づくりを行うため